

大阪商業大学学術情報リポジトリ

近代日本の「むら社会」 —滋賀県各町村の相互扶助とつきあい関係—

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商経学会 公開日: 2021-11-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 坂口, 正彦, SAKAGUCHI, Masahiko メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/1073

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



近代日本の「むら社会」

—滋賀県各町村の相互扶助とつきあい関係—

坂 口 正 彦

- 1 はじめに
- 2 相互扶助慣行
- 3 民家建築をめぐる相互扶助慣行
- 4 正月のつきあい関係
- 5 おわりに

1 はじめに

「むら社会」という言葉は、濃密な人間関係の網の目のなかで、互いに牽制しつつも助け合って生きる人びとの姿を想起させるものであるが、後述のように、その実態把握となると研究の余地を残しているものと考えられる。本稿では近代日本の「むら社会」について、1920年代前半期の滋賀県各町村を事例に検討するものである¹⁾。

本稿では滋賀県学務部社会課「生活改善調査」(滋賀県立公文書館所蔵)という史料を用いる²⁾。これは滋賀県庁が1922-23年に各町村役場に対して冠婚葬祭、年中行事を含めたさまざまな慣習の実態を回答させたものである。このなかで、当時の「むら社会」における相互扶助慣行やつきあい関係を示す記述がある。具体的には次のようなものである(アルファベットは筆者)。

史料引用にあたっては適宜、句読点を打ち、カタカナ・漢数字をひらがな・算用数字に改める。〔 〕内は引用者注である。

- 1) 以下、「むら社会」を村落社会と言い換える。また秋津元輝は「具体的なつきあいの内容は訪問、贈答、労働協力、手伝いなどとし、これらを相互に担い合う関係をつきあい関係と考えたい」と述べる。秋津元輝『農業生活とネットワーク—つきあいの視点から—』御茶の水書房、1998年、39頁。本稿では労働協力、手伝いを相互扶助、訪問をつきあい関係、贈答を相互扶助とつきあい関係の両方に属するものと捉え、議論を進める。
- 2) 具体的には以下の(A)・(B)の項目が滋賀県学務部社会課「風俗習慣ノ部 生活改善調査」、(C)の項目が同「年中行事中主なる事項 生活改善調査」に記載されており、ともに滋賀県学務部社会課『民力涵養勤儉奨励 附生活改善調査風俗、風慣、年中行事の中主なる部』1929年(昭和-そ-3、滋賀県立公文書館所蔵)に所収。簿冊の表紙に1929年と記されているが、1921年8月に誕生した甲賀郡長野町(旧長野村)と、1923年11月に消滅した坂田郡入江村(米原町に改称)の回答が存在する。加えて「大正11年規約を制定し…」との記述がある(滋賀郡真野村)。よって実際は1922-23年に書かれた史料と特定できる。以後町村名は1922年現在。

(A) 「隣保相助の種類」

栗太郡老上村「葬式、家屋普請手伝、急病其他危急を要する場合の相助」。

蒲生郡金田村「事故ある節は互に手伝ふ習慣あり。病氣其他の事故により農事に遅れたる時等」。

(B) 「家普請」(民家建築をめぐる手伝い関係)

栗太郡物部村

手伝の状況「親族及知己の者は五日間位手伝をなすと雖も組内のものは石搗及棟上の2日位より手伝はず」。

祝儀「親族より酒1升、縄2貫目、餅米3升、知己及組内の者より酒1升」³⁾。

(C) 正月における「廻礼」(年礼)、「年酒招待」

甲賀郡宮村

廻礼の方法、範囲「近隣本家及び近親」。

年酒招待「本分家及其家出身の伯叔父叔母兄弟とするも饗応は簡単なり」。

高島郡朽木村

廻礼の方法、範囲「廻礼を廃し、各部落民毎に其氏神毎に参拝し、御酒を戴き、一同年始の祝辞を述べ各自散退す」。

年酒招待「親族及知己を招待す」。

(A) は「隣保相助」、すなわち相互扶助慣行の種類は何かを問うものであり、県内203市町村中119町村分の回答が残されている。(B) は「家普請」(民家建築)をめぐる手伝い関係がいかなるものであったのかが記されており、191町村分の回答がある。(C) は正月におけるつきあい関係を示すものである。史料中の廻礼(年礼)とは正月の際に各家を挨拶まわりすること、年酒招待とは親族、近隣、知己などに対して飲酒の機会を設定することを指し、190町村分の回答が存在する⁴⁾。

(A)、(B)、(C) それぞれの先行研究は各章において示すとして、概して近代日本村落における習俗は「体験者からの伝聞」情報を叙述する傾向にあると言われている。こうした叙述方法の場合、伝聞情報がどの年次の習俗を示すものなのかが把握し難いという課題を残すという指摘がなされている⁵⁾。加えて、こうした習俗を史料に基づき描く場合でも、1つの村の事例を出発点として議論の一般化をはかることが現段階では主たる研究手法となってい

3) 史料には「本宅の場合」、「附属建物の場合」という2つの項目があり、本稿では「本宅の場合」を取り上げる。

4) 加えて滋賀県学務部社会課「生活改善調査」には兵士送迎や民衆娯楽をめぐる担い手、社会関係が記載されており、別稿を執筆中である。

5) 以上の点について、関沢まゆみは奈良県の各町村の習俗をまとめた『奈良県風俗志』1907年を用いて人生儀礼(冠婚葬祭など)を分析し、次のように述べた。「体験者からの伝聞としてしか聞けていなかった民俗の変遷が、1907年に書かれた史料を用いることで「民俗の変化について具体的な年代を当てて考えることができる」と。関沢まゆみ「『風俗志』にみる儀礼と習俗の変化—記録された明治大正期の人生儀礼—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第141集、2008年、386-387頁。関沢が奈良県各地の人生儀礼を取り上げたのに対して、本稿では滋賀県各町村における相互扶助慣行やつきあい関係に焦点を当てる。

る⁶⁾。こうしたなか本稿では1922-23年の習俗、なかでも相互扶助やつきあい関係の態様を、滋賀県各町村を事例として包括的に示すものである。

以下2では(A)相互扶助慣行の全体について、3では(B)相互扶助慣行のなかでも民家建築について検討する。4では(C)正月のつきあい関係について、廻礼と年酒招待を事例に検証する。

2 相互扶助慣行

(1) 先行研究

本章では1920年代前半期における滋賀県内各町村の相互扶助慣行について検討する⁷⁾。近代日本村落の相互扶助慣行については経済学、民俗学、農村社会学などの領域において研究が存在する⁸⁾。こうしたなか、本稿と接続しうるのは次の安孫子麟による議論である。安孫子は宮城県遠田郡南郷村を事例に、近代村落が地方行政の末端機構、「近隣的な生活上の」互助機能、林野利用・水利等における「自治機能」という3機能に「分化」していくとの見方を示した⁹⁾。これに対して本稿では1920年代前半における「近隣的な生活上の」互助機能が何であり、それがどの程度存在していたのかを、1つの村ではなく、滋賀県各町村を事例に包括的に示すという課題を設定する¹⁰⁾。

6) 福田アジオの説明にしたがえば、かつて民俗学では各地の習俗を包括的に捉える「重立実証法」という手法が主流を占めていた。これは「各地から採種された資料からいくつかの類型を設定して、その各類型を比較することによって、各類型間の変遷を説く」ものである。これに対して福田は「個別分析法」を提起する。これは「個々の民俗事象がいかなる社会組織によって保持され伝承しているかを明確にすることによって民俗事象を複合として把握し、その相互連関の分析のなかから個別民俗事象のその地点に存在する条件・理由あるいは意味を歴史的に提示」するものである(福田アジオ『日本村落の民俗的構造』弘文堂、1982年、4-7頁)。以上は民俗学において包括的分析が先立ち、個別事例分析が遅れたことを受けた指摘であり、一般的には包括的分析と個別事例分析は相互補完的關係にあるものと考えられる。「個別分析法」の古典として有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集Ⅲ 大家族制度と名子制度』未来社、1967年、中村吉治編著『村落構造の史的分析—岩手県煙山村—』日本評論新社、1956年。近年については現状分析であるが、松岡昌則『現代農村の生活互助—生活協同と地域社会関係—』御茶の水書房、1991年が研究史整理を含めて参考になる。

7) 以下第2・3章において注釈のない記述は、すべて前掲滋賀県学務部社会課「風俗習慣ノ部 生活改善調査」を根拠とする。

8) 概説書のみ挙げれば、橋浦泰雄「協同労働と相互扶助」柳田國男編『山村生活の研究』国書刊行会、1975年、竹内利美「相互扶助」文化庁文化財保護部監修・祝宮静・関敬吾・宮本馨太郎編『日本民俗資料事典』第一法規出版、1969年、前掲福田アジオ『日本村落の民俗的構造』、恩田守雄『互助社会論—ユイ、モヤイ、テツタイの民俗社会学—』世界思想社、2006年。

9) 安孫子麟「近代村落の三局面構造とその展開過程」『年報村落社会研究』第19集、1983年。

10) 関連して、岩本由輝は「労働組織としての人と人とのつながりをもって、共同体の核とみなすべきであるという理解」に立って、「明治以降の近代には疑似共同体はあっても共同体は存在しない」と規定する(岩本由輝「日本史学における村落研究—関係論的共同体論の展開—」『年報村落社会研究』第30集、1994年、234、242頁)。中村吉治「近世の政治と村落」、同「共同体の残存について」、同「共同体論あれこれ」『社会史論考』刀水書房、1988年も参照。この見方をふまえると、近代日本の村落、および相互扶助慣行の役割を過大視することはできない。この意味でも、本稿では1920年代前半期の「近隣的な生活上の」互助機能はどれほど機能したのか(しなかったのか)を問うのである。そのほかユイ、火災、葬儀、頼母子講など個々の相互扶助慣行に関する論稿については、適宜示していく。

(2) 非常時の扶助

表1では相互扶助慣行について、いかなる場合に何を行うのかをまとめた。まず日常ではなく「非常時」に相互扶助が現出すると回答した町村が多いことが着目される。具体的には「危急」の場合(21町村)¹¹⁾、災害の場合(32町村)、ある家の構成員が病気になった場合(39町村)、応召(兵士になること)された場合(7町村)である。表に示していないが、非常時の扶助内容は16町村が労力の提供、7町村が労力・金品、3町村が金品の提供と答えた。このうち労力提供について11町村は、次のように「農事手伝」と回答した。

「病気又は事故に依り、耕作又は収穫時期に仕事の遅れたるとき、親族又は隣家は之を助けて仕事を手伝ふ」(伊香郡高時村)。

加えて、5町村は扶助の内容として被災直後の対応を記入した。

「手伝人に炊出しをなし、其の他後始末をなす」(蒲生郡平田村)。

「部落民総出にて灰燼の取方付、及び倒家の後始末に出場」(神崎郡旭村)。

金品の提供として「火災10円、病気2円」(甲賀郡朝宮村)、病人の出た家に「玉子、白砂糖等を贈る」(高島郡西庄村)といった慣例も存在した¹²⁾。

家族員が兵士となった場合の扶助については、近隣住民が「入営者ある家庭へ植付時、収穫時に手伝を出す」(蒲生郡桐原村)、「入営兵士の家へは農繁期に1日或は2日づつ手伝をなす」(高島郡青柳村)と回答した。入営前の兵士は「親族、近隣へ留守中は万事頼むと云ひ廻る」のであり(野洲郡河西村)、この頼みを引き受けて相互扶助がなされるという側面があったものと考えられる¹³⁾。その一方、同様の作業を在郷軍人会や青年団が実施する村もある。具体的には「現役兵招集兵の場合 在郷軍人、青年団援助」(蒲生郡市辺村)という回答である¹⁴⁾。

非常時の扶助として、次の2村は医者を送迎などを挙げた。具体的には病人が出た場合、自村に「医師運ひ」をすること(甲賀郡佐山村)、「病気薬貰ひ、受診病人の往復、急病人の医師迎及親戚へ知らせ」ること(蒲生郡西桜谷村)である。

11) 「危急」という言葉は史料に登場する(栗太郡笠縫村、同郡老上村)。加えて、次のような表現も「危急」にカウントした。「非常」(坂田郡日撫村、東浅井郡下草野村)、「他家故障」(滋賀郡雄琴村)、「不時災難」(甲賀郡寺庄村)、「不時の出来事」(神崎郡能登川村)、「異常」(坂田郡神照村)など。

12) 火災を受けた相互扶助慣行については、竹内利美『竹内利美著作集1 村落社会と協同慣行』名著出版、1990年、第10章、長谷川昭彦「相互扶助慣行と農村自治—徳島県神山町神領地区野間の場合—」『年報村落社会研究』第17集、1981年、後藤一蔵『消防団の源流をたどる—二一世紀の消防団の在り方—』近代消防社、2001年を参照。

13) 前掲滋賀県学務部社会課「年中行事中主なる事項 生活改善調査」。この現象を応召家族に対する社会政策が十分でないからこそ、地域が扶助せざるを得なかったと捉えることができる。

14) ほかに「入営者の不在中在郷軍人の農業手伝青年団員の手伝」(愛知郡葉枝見村)という記述がある。

表1 相互扶助慣行の種類（1922-23年の滋賀県各町村）

単位：町村

非常時				通常時	非常時	井戸堀 道路修繕	人生儀礼	
「危急」	災害	病気	応召	田植・収穫	田植・収穫		葬儀	婚儀
21	32	39	7	14	19	3	40	13

人生儀礼		民家 建築	頼母子講	「何呉れ となく」	「記載すべ き項なし」	物品 貸借	その他
出産	その他						
8	6	21	4	15	6	6	10

出典：滋賀県学務部社会課「風俗習慣ノ部 生活改善調査」（同『民力涵養勤儉奨励 附生活改善調査風俗、風慣、年中行事ノ中主ナル部』1929年 昭和-そ-3）。

注：カウント方法は次の通り。「非常時」について、「病気其他の災害に際しては各業務の手伝をなし」という記述（伊香郡南富永村）であれば、「災害」「病気」の両方にカウントした。「危急」「災害」「病気」「応召」のうち、いずれか1つ以上を記入したのは66町村である。また「災害」を受けて「田植・収穫」を行う場合、「災害」と「非常時田植・収穫」に、「危急」の事態を受けて「物品貸借」を行う場合、「危急」と「物品貸借」にカウントした。

(3) 田植・収穫

表1の「通常時 田植・収穫」、「非常時 田植・収穫」について説明する。相互扶助の内容として、通常時の「田植・収穫」と回答したのが14町村あり、次のような記述である。

「通常の場合 植付の収穫の手伝其他各種」（栗太郡上田上村）。

「稲の植付期、収穫期 農家に於ては田植と田刈等を親族隣家相助することあり」（高島郡今津町）。

その一方、災害、病気などの「非常時」に「田植・収穫」を扶助すると回答したのが20町村である¹⁵⁾。事例分析を追加しない限り確定できないが、「通常」よりも「非常」時に手伝うと回答した町村が多いことは、1920年代前半期において「田植・収穫」の共同が必ずなされるわけではなかったことが想起できる¹⁶⁾。その他の農事について井戸堀は2村、道路修繕は1村である（表1）。通例、道路・水路の修繕は村落（大字）単位で計画・執行される¹⁷⁾。

15) 「非常時 田植・稲刈」には、以下のように「病気」・「災害」などの理由が書いていないものもカウントした。たとえば、「植付及収穫時等に於て業務手遅の時は労力を以て手伝ひす」（伊香郡塩津村）。

16) 川原仁左衛門は、とくに第1次世界大戦後にユイが衰退し、世界恐慌後の協同組合運動により再興するという見方を提示し、その一時的な衰退理由として、鉄道開通による住民の離村、農業経済の現金化などを挙げる。川原仁左衛門『ユヒ』慣行の崩壊過程—労働調達手段としての『ユヒ』慣行と共同作業—『帝国農会報』第32巻第10号、1942年、12-13、18、30頁。ユイ、なかでも農作業の共同に関する先行研究については、池田勝幸「労力交換『ユイ』からみた村落社会の空間構造」『歴史地理学』第156号、1991年、宮西郁美「波照間島ユイマールにみる協同労働組織の実態と新たな機能」『農業経済研究』第77巻第1号、2005年における研究史整理を参照。

17) 坂口正彦『近現代日本の村と政策—長野県下伊那地方1910～60年代—』日本経済評論社、2014年、186-188頁、同「近代日本の『むら仕事』—滋賀県神崎郡栗見荘村乙女浜—」『社会経済学』第85巻第3号、2019年、51-54頁。

それゆえ「隣保」という狭い範囲の「相助」を問う本史料において、道路修繕はほとんど登場しない¹⁸⁾。

(4) 葬儀

表1によれば「葬儀」と回答した町村は多く、以下のような記述がみられた。

「葬儀の場合は主なる仕事、隣家に於て設備す」(坂田郡東黒田村)。

「近隣に於ける吉凶慶弔の場合は親戚に先じ手伝に出て、凡ての斡旋をなし…」(甲賀郡宮村)。

葬儀の際は「親戚に先じ」て「主なる仕事」は「近隣」・「隣家」で行うという記述であり、この点を別の史料(滋賀県学務部社会課「生活改善調査 葬儀ノ部」)を用いて考察する。この史料は1922-23年における県内190町村が、葬儀の内容や順序について記入したものである。相互扶助に関する記述は少ないが、それでもなお葬儀において近隣組織である組の長(組頭・伍長)が「一切の指揮」を執るとの記述がみられる。

「死亡者ありたるときは先ず第一に組内に通知して、組頭は葬式に関する一切の指揮を行ひ、其の指揮に従ふ。喪主は単に意見を述ぶる…」(蒲生郡南比都佐村)。

「隣家五人組の制度あり。伍長は絶対儀式の指揮監督をなし、予め役割を定め、会葬者待遇の事に当らしめ…」(愛知郡稲枝村)。

より具体的な扶助の内容として自宅を提供して会葬者、なかでも村外の客(他所の人)をもてなすというものがある。

「他所の人は別家、隣家を休憩所として別に待遇す」(滋賀郡木戸村)。

「隣家者若しくは親族、知己の家屋を借り、会葬者休憩場を設備し茶菓を供す」(蒲生郡市辺村)¹⁹⁾。

ほかにも葬儀では「死亡届出人」、「葬埋葬許可願人」、「供養米配付人」、「穴掘又は薪運人足」、「買物人足」といった役があり²⁰⁾、これらを親族・近隣が担った。

18) 相互扶助慣行はいかなる範囲でなされたのかをみると、まず本稿で用いている史料(前掲滋賀県学務部社会課「風俗習慣ノ部 生活改善調査」)自体が「隣保相助の種類」を問うものであり、隣保、すなわち近隣関係で展開される扶助について記述されたものと推定できる。次に、一部の町村は相互扶助の範囲を回答している。たとえば「災害の場合 隣保は特に徹底的の救助をなす」(甲賀郡下田村)という記述であれば、「隣保」を範囲とした慣行であることがわかる。実際に、相互扶助の範囲を近隣(「隣保」・「隣家」含む)と記入したのは13町村、「組」・「垣外」(かいと)は8町村、村落(「字」・「部落」)は4町村、「町内」は4町村である。実際に「組」・「垣外」を含む近隣の扶助関係について記入した町村が多い。

19) 「他所会葬者は他所宿の係りを設け、1人前1円位の賄とし」(愛知郡豊国村)、「一定の家屋を休憩所に当て茶菓を饗応す」(犬上郡青波村)という記述もある。滋賀県社会課『民力涵養勤儉奨励 附生活改善調査婚姻、葬儀ノ部』1929年(昭和-そ-2)。

20) 坂田郡日撫村の記述を根拠とする(同上)。

近隣よりも範囲の広い村落に着目すると、次のような慣行がある。まず死去を人びとに伝令する役である。滋賀郡木戸村では、遠方へは「電信電話」を使うものの、村内は「足早き人に依頼して通知し」ており、これを「死に飛脚」と呼称した²¹⁾。次に遺体を運ぶ棺や輿を村落が所有し、これを貸し出すという仕組みが存在した。「節約方法により棺を大字〔村落〕毎に共同使用し、毎戸新調することを不許」(犬上郡亀山村)、「近時消費節約・生活改善規約により、字〔村落〕有総輿を用ひ」る(蒲生郡西桜谷村)といった事例である。

経費節約のために、村落が役割を担う事例は他にもある。愛知郡稲枝村では「会葬者の待遇に関しては〔儉約〕申合規約を遵守し、区長の認可を経て献立を作製し、之により饗応するを例とせり」とある。このように節約・儉約のために区長(村落の長)が葬儀の献立を確認し、許可するという仕組みが存在した²²⁾。

滋賀県社会課「生活改善調査 葬儀ノ部」には「葬儀中親戚隣家ノ会合日数」という項目があり、この項目を親戚、隣家が葬儀に関与した日数と捉えることは可能である。表2は県内185町村について集計したものであり、2日から5日が多く、なかでも3日と回答する町村が最も多い²³⁾。さらに表3に示した8町村は会合日数を親戚と隣家に分けて記しており、いずれも隣家より親戚の会合日数が上回っている。また「近親」と「それ以外」では「近親」の日数が多くなり(安曇村・市原村)、野洲郡中洲村では近親、「主なる親戚」、隣家の順に葬儀に関与した。近隣(隣家)の重要性は疑いないが、親族に先んじて近隣が葬儀を指揮するという事例は地域などを限定して捉える必要がある²⁴⁾。

(5) その他の論点

表1の「何呉れとなく」、「記載すべき項なし」について説明する。いずれも実態分析を加えるべき問題であるが、15町村は「何呉れとなく」扶助すると回答している(カッコ内は滋賀郡真野村の表現)。たとえば、「相互に出来限りの世話をなす」(滋賀郡和邇村)、「総ての事に相助す」(伊香郡北富永村)、「一家に於て為し得られん事は全部相助」(同郡七郷村)などの記述である。その一方、6町村は「記載すべき項なし」と回答した(カッコ内は甲賀郡水口町の表現)。たとえば、「別になし」(蒲生郡老蘇村)、「比較的疎通」(犬上郡松原村)、「なし」(同郡高宮町)である。このように1920年代前半の段階において、「総ての事」を扶助す

21) 村落社会における伝令役の存在は珍しいものではない。村落によっては重要事項(寄合における決議事項等)を各家に伝令する役が存在し、「定使い」、「アルキ」と呼ばれている。前掲福田アジオ『日本村落の民俗的構造』99頁、成城大学松崎研究室『近江中之郷村落誌—滋賀県蒲生郡日野町中之郷民俗調査報告—』1994年、43頁、市川秀之・森本一彦・藤井裕之・中島順子・小林力・中川眞澄「福堂の民俗」東近江市教育委員会市史編纂室『能登川地区民俗調査報告書Ⅳ』2009年、23頁。「死に飛脚」(シニビキヤク)については橋本鉄男『日本の民俗25滋賀』第一法規出版、1972年、221頁にも記述がある。全国的には「シラセ」、「ツゲビト」などと呼ばれる(和田健『経済更生運動と民俗—1930年代の官製運動における介在と変容—』七月社、2021年、79、82頁)。

22) 節約・儉約のために村落が各家を規制する態様については、萌芽的には坂口正彦『「村請」の近現代史—滋賀県神崎郡栗見荘村—』『農業史研究』第52号、2018年、32-34頁で事例を紹介したが、複数の村落を対象に検討中である。

23) 3日とは「死亡の日より式日の翌日迄」を指す(栗太郡山田村)。前掲滋賀県社会課『民力涵養勤儉奨励附生活改善調査婚姻、葬儀ノ部』。

24) 葬儀をめぐる相互扶助については、及川宏著・喜多野清一編『同族組織と村落生活』未来社、1967年、第2章、前掲竹内利美『竹内利美著作集1』第7章も参照。

表2 葬儀における「親戚隣家ノ会合日数」(1922-23年の滋賀県各町村)

単位：町村	
1日	1
2日	19
3日	90
4日	24
5日	27
6日	2
7日	8

2-3日	1
3-4日	9
3-5日	1
3-7日	1
4-5日	1
5-7日	1

出典：滋賀県学務部社会課『民力涵養勤儉奨励 附生活改善調査婚姻、葬儀ノ部』1929年(昭和-そ-2)。

注：「上流」・「中流」・「下流」(史料中の表現)のうち「中流」の日数を示した。近親、親戚、隣家と異なる日を書いた町村(表3に記載)を除く。

表3 葬儀における親戚と隣家の会合日数の違い(1922-23年の滋賀県各町村)

単位：日		
甲賀郡下田村	親戚	5
	隣家	2
蒲生郡老蘇村	親戚	5
	隣家	3
愛知郡愛知川町	親戚	5
	隣家	2
坂田郡西黒田村	親戚	2-3
	隣家	2
高島郡新儀村	親戚	3
	隣家	1
高島郡安曇村	近親	4
	それ以外	2
蒲生郡市原村	近親	3
	それ以外	1
野洲郡中洲村	近親	7
	主なる親戚	3
	近隣	2

出典：前掲滋賀県学務部社会課『民力涵養勤儉奨励 附生活改善調査婚姻、葬儀ノ部』。

注：判明分を示した。「上流」・「中流」・「下流」(史料中の表現)のうち「中流」の日数を示した。

ると回答する村もあれば、「なし」と答える村もある。

相互扶助慣行の階層性について述べる。神崎郡栗見村では「貧困救済」のために、栗太郡上田上村では貧困層固有の慣習として、それぞれ頼母子講、すなわち組合員が一定の掛金を出し、一定の期日に抽籤または入札によって所定の金額を順次に組合員に融通する組織(『広辞苑』第7版)を挙げる²⁵⁾。加えて甲賀郡貴生川村では「貧家」固有の慣習として「食糧の貸借」があること、蒲生郡武佐村は「下流」は「普請及病気のときは上流、中流に比し手伝(援助)多し」と回答した²⁶⁾。以上のように、下層固有の相互扶助慣行が存在することは見逃せない。

相互扶助の謝礼については3村の記述がある。

「吉凶何れを問はず相助け、例へば葬式、出産、普請、婚礼等。謝礼をなさず」(蒲生郡島村)。

「其の他農繁期に事故の爲め遅れたる家、並に井戸堀等の場合をも隣保相助をなす。右の如き場合には賜物をなす者は極めて稀なり」(神崎郡栗見荘村)。

「先方より報酬又は…賃金受くることなく単に昼飯とや夕食の待遇を受くるのみ。又先

25) ただし、小島庸平『大恐慌期における日本農村社会の再編成—労働・金融・土地とセイフティネット—』ナカニシヤ出版、2020年、159頁のように、頼母子講を通じた困窮者救済の範囲が村落とは限らないという知見が出されていることに留意する必要がある。

26) 史料には「上流」、「中流」、「下流」と記されているが、本稿では上層、中層、下層と表現する。

方の如何に依りては更に食事の待遇をも受くることなし」(甲賀郡佐山村)。

基本的に相互扶助は無報酬でなされたといえるが²⁷⁾、「先方」の状況によっては「食事の待遇を受くることなし」という記述が存在することから、無報酬であっても扶助された側からの食事の提供が慣例化されていた可能性もある。別の史料をみると1937年8月、神崎郡のある村落の寄合では、応召家族(家族員が兵士となった家)に対する手伝いの際、「賄は絶対に受けざること」が決議されている²⁸⁾。

3 民家建築をめぐる相互扶助慣行

(1) 先行研究

本章では民家建築をめぐる相互扶助慣行(家普請)について検討する。その先行研究として概説が存在するほか²⁹⁾、以下のように建築学において事例研究の蓄積がある。宮澤智士は近代における岩手県、新潟県の一民家を事例として以下の点を指摘した。第1に大工・左官などによる請負工事が中心となるなかで、高度経済成長期まで民家建築をめぐる相互扶助慣行は、儀礼的意味合いを持ちつつ不可欠であった点、第2にしだいに地縁ではなく血縁による手伝いが中心になる点、第3に祝儀として現金を用いることが少なかった点である³⁰⁾。加えて大場修等は、京都府の一民家を対象とし、家の「格を上げる」意味でも上層農家がより多くの近隣住民を民家建築に動員した点を指摘する³¹⁾。本稿ではこうした事例分析の知見を再検証することを含めて、民家建築をめぐる相互扶助慣行の態様を191町村の記述をもとに検討する。

(2) 種類

民家建築の過程はおおむね、木材の伐採、建材の運搬、地づき(土地をかためること)、

27) 村落(大字)単位で執行される道路修繕などの「むら仕事」には、報酬が支払われる場合がある。前掲坂口正彦「近代日本の『むら仕事』」60-61頁。

28) 大字鉢光寺『会議録』1937年度(J12、能登川博物館所蔵・複写版)。

29) 牧田茂「建築儀礼」大間知篤三・岡正雄・桜田勝徳・関敬吾・最上孝敬編『日本民俗学大系6生活と民俗I』平凡社、1958年、井之口章次「建築工程と儀礼」文化庁文化財保護部監修・祝宮静・関敬吾・宮本馨太郎編『日本民俗資料事典』第一法規出版、1969年、長谷川嘉和「滋賀県の建築儀礼」小谷方明(著作代表者)『近畿地方の住い習俗』明玄書房、1984年ほか。

30) 宮澤智士「新潟県松之山の一民家の明治27年主屋建替えと大正14年屋根葺替え普請の考察」『長岡造形大学研究紀要』第3号、2005年、同「近代民家普請における村人の相互扶助の変容—岩手県藤沢町佐々木家住宅の場合—」『長岡造形大学研究紀要』第4号、2006年。

31) 大場修・高木美佐・葉賀伸子「稲葉家住宅における普請過程の実録とその特質—近代民家普請における大工・工程・用材・行事—」『住宅総合研究財団研究論文集』第32号、2006年。さらに学会報告であるが、飯田恭は新潟県の一農家を事例に、民家建築をめぐる相互扶助の担い手は基本的に親族であり、「手伝いを頼むのは、屋根葺、建前、地がち、コンクリなどのとき」であることなど示唆に富む実証を示している。飯田恭「家屋の普請—労力と資材の調達—」(沼尻晃伸・飯田恭「『西山光一日記』にみる農作業・奉公・普請—1925-1954年を中心に—」2010年度政治経済学・経済史学会秋季学術大会、2010年11月13日)。これに対し本稿では家普請をめぐる階層差など、1つの家を検討することによっては実証し難い問題にも焦点を当てる。

表4 民家建築をめぐる相互扶助慣行 (1922-23年の滋賀県各町村)

単位：町村

	材料運搬	地づき	棟上	壁塗り	屋根葺	家移り	手伝	計
親族	1	13	20	2			131	167
近隣	1	8	17				71	97
知己		7	9	1			50	67
村落		3	2				26	31
町内		1					3	4
不明		7	9	3	4	1	8	32
計	2	39	57	6	4	1	289	398

出典：前掲滋賀県学務部社会課「風俗習慣ノ部 生活改善調査」。

棟上、壁塗り、屋根葺き、家移り（引っ越し）に大別できる³²⁾。表4では家普請の態様を作業別、担い手別にまとめた。作業内容が記されていないものは「手伝」とした。これによれば、地づきと上棟が最上位を占める。史料の性格上、その他の作業は相互扶助慣行として実施されることが少なかったとまでは言い切れない。ただし、住居建築をめぐる相互扶助といえ「屋根葺き」に焦点が当てられる傾向にあったなかで、1920年代前半には地づき、上棟が相互扶助として想起される場合が多かったのである³³⁾。

(3) 担い手

民家建築をめぐる相互扶助慣行の担い手について、表4をみると親族167町村、近隣97町村、知己67町村であり、同じ地縁でも村落（31町村）より小さな範囲である近隣が多い。表5では親族・近隣・知己別に手伝い日数を示した。13町村は主に親族が扶助、9町村は主に親族・近隣が扶助、5町村は主に親族・知己が扶助、3町村は親族・近隣・知己が同程度に扶助したと分類できる。手伝い日数をみても近隣は親族に次ぐ存在であった。

職人による作業と住民による相互扶助との関係性について考察するため、以下では4町村の記述を示す。

「家に依り大工に全部請負するものあれ共、古来慣例に依り建前丈けは手伝受ける慣あり(滋賀郡木戸村)。

「近親族、隣家等にして各1、2日間の手伝のみ。他は雇入なり」(野洲郡速野村)。

「一般請負としてなさしむるを以て手伝等少なきも、時によりては極近親者のみ手伝ふ

32) 作業工程については前掲長谷川嘉和「滋賀県の建築儀礼」、吉野正治『民家をつくった大工たち』学芸出版社、1986年、および前掲滋賀県学務部社会課編「風俗習慣ノ部 生活改善調査」における各町村の記述を参考とした。なお町村によっては地づき(地搦き)を石搦き、石場搦き、棟上を建前、空木立(唐木立・カラキダチ)等と記入している。棟上が空木立と同義であることは、中京大学郷土研究会編『中京民俗19 虎姫町の民俗—滋賀県東浅井郡虎姫町—』1982年、109頁により確認。

33) 地づき、上棟はとくに多人数を要する工程である(前掲長谷川嘉和「滋賀県の建築儀礼」83-86頁)。

表5 民家建築の手伝い日数(1922-23年の滋賀県各町村)

単位:日

類型	町村名	親族	近隣	知己
親族主	滋賀郡滋賀村	5	1	
	栗太郡笠縫村	5-6		
	野洲郡祇王村	2-3	1	1
	甲賀郡下田村	4-5	2	
	栗太郡常盤村	数日		
	蒲生郡老蘇村	3	1	1
	愛知郡日枝村	5-	1-3	
	愛知郡愛知川町	5	2	
	犬上郡日夏村	5-10		
	犬上郡芹谷村	10		
	東浅井郡田根村	近親「普請中」、 「一般親類」2-3日		
	伊香郡余呉村	近親「終了迄」、 親族1-2日		1-2
高島郡本庄村	3			
親族・ 近隣主	野洲郡速野村		1-2	
	野洲郡中洲村		3-5	
	甲賀郡多羅尾村		1-3	
	蒲生郡玉緒村		3-5	
	蒲生郡北比都佐村		2-5	
	神崎郡八幡村		1-2	
	愛知郡高野村		1-5	
	坂田郡日撫村		2-10	
坂田郡南郷里村		3-10		
親族・ 知己主	栗太郡物部村	5	2	5
	甲賀郡鮎河村	2-3		2-3
	甲賀郡龍池村	6		6
	伊香郡南富永村	2-3		2-3
	伊香郡木之本町	3-15		3-15
親族・ 近隣・ 知己	滋賀郡雄琴村		3	
	蒲生郡八幡町		3	
	犬上郡大滝村		2	

出典:前掲滋賀県学務部社会課「風俗習慣ノ部 生活改善調査」。

注: 判明分を示した。愛知郡東小椋村は階層により手伝い日数と範囲が異なるため、この表に示していない(本章の(5)を参照)。

ことあり」(甲賀郡長野町)。

「近時は多くは請負とし、手伝はまれなり」(神崎郡能登川村)。

1920年前半の段階では職人による作業が中心となるなか、建前(上棟)など一部の行程が相互扶助慣行として存続していたことがうかがえる。こうした状況から家普請の儀礼的、祝祭的な側面を見出すことは可能であり、「御祭の騒ぎ」と報告する村もある。

「普請の手伝にありては、事件の性質上、手伝人の態度ややもすれば御祭の騒ぎたらん

とし、徒に多数の手伝人と時間とを空費する嫌なきにあらず」(栗太郡上田上村)。

その一方、近親は「普請中」、「終了迄」扶助すると回答した村があることに加えて(表5)、次の記述は着目される。

「自字、他村を通じ親類及友人は普請者に協議し、一時的ならざる様、交互に手伝ふ。近親者、友人5日間、其他2日間」(東浅井郡虎姫村)。

親類・友人の出勤が「交互」になるよう「協議」しており、手伝い日数が限られていても、相互扶助は不可欠の労働力であったことがうかがえる。

(4) 贈与

表6では民家建築をめぐる贈与についてまとめた。一般(親族、近隣等)から施主への祝儀をみると、酒、次いで現金が多い。一定の割合を占める酒肴・酒飯、赤飯・こわ飯、煮染(にしめ)・蒸物(蒸して作る料理)などは「職人及手伝人の賄」として差し出される場合があったという³⁴⁾。建材・道具では縄が多く、木材・竹材がこれに次ぎ、萱が少ない。

表7では祝儀の金額を示した。いずれも1人1円以上であり、3円の町村が最も多く、50円と回答する村もある(蒲生郡島村)。比較のために同時期の滋賀県各町村における香典の金額を示すと(表8)、香典の最低額は50銭から1円、最高額は3円から5円と回答した町村が最も多い。概して民家建築の祝儀は、各村における香典の最高額と同等であったとみなしうる。

さらに、施主との関係性の濃淡によって祝儀の内容が異なる点にも留意する必要がある、次の記述がある。

「親戚よりは蒸物等、隣家、知己、一般よりは酒又は縄を贈る」(蒲生郡老蘇村)。

「一般は縄1束、ないし2束(50銭内外のもの)。近親者は其の関係により相当祝儀の金品を贈る」(蒲生郡市原村)。

「親類より行器(糯米2斗入)又は行器に相当する金品、組隣りは酒1升若くは縄2〔貫〕目位」(蒲生郡西桜谷村)³⁵⁾。

「親類は酒肴強飯等、一般は縄約1〔貫〕目位」(野洲郡中洲村)。

概して親族からは現金、酒肴、蒸物などの調理されたもの、近隣・知己・「一般」からは縄、酒と記されている。祝儀の金額も親族5円、近隣・知己1-2円と関係性により異なることを記した村もある(甲賀郡岩根村)。表6の右側は施主からの返礼であり、食事の提供が多く、次の記述がある³⁶⁾。

34) 「祝儀は主として職人及手伝人の賄に使用する食物を以てし(強飯、餅、煮メ等)…」(神崎郡栗見荘村)。

35) 行器(ほかい)は食物を運ぶのに用いる木製の容器を指す(『広辞苑』第7版)。

36) 須藤健一は、施主が職人に対して日当とは別に祝儀を用意する場合があったことを明らかにしている(須藤健一「情報と地位の贈与・交換論—大工集団の贈答の分析—」伊藤幹治・栗田靖之編著『日本人の贈答』ミネルヴァ書房、2015年、220頁)。

表6 民家建築をめぐる贈与
(1922-23年の滋賀県各町村)

単位：町村

一般 → 施主		施主 → 職人	
酒	99	すし	9
現金	85	現金	8
縄	38	宴会・酒飯	2
米・餅	31	米	1
赤飯・こわ飯 ・茶漬け・すし	27	計	20
酒肴・酒飯	11		
肴	11		
饅頭・茶菓子	11		
煮染・蒸物	10		
木材・竹材	10		
するめ	9		
野菜・鮮魚	7		
茶	4		
行器	3		
美濃紙	3		
萱	1		
「物品」	4		
食材その他	4		
建材その他	3		
計	371		

施主 → 一般	
宴会・酒飯	9
現金	3
食事	2
赤飯	1
饅頭	1
計	16

出典：前掲滋賀県学務部社会課「風俗習慣ノ部 生活改善調査」。

注：判明分を示した。一般→施主のうち、酒は「酒券」の1村、現金は「商品券」の1村を含む。

表7 民家建築における祝儀の金額
(1922-23年の滋賀県各町村)

単位：町村

金額	町村数	金額	町村数
50円	1	1-15円	1
10円	4	3-5円	1
7円	2	2-5円	1
5円	14	1-5円	2
3円	18	3-4円	1
2円	5	1円以上	1
1円	1	1-2円	1

出典：前掲滋賀県学務部社会課「風俗習慣ノ部 生活改善調査」。

注：判明分を示した。史料中の表現である「上流」・「中流」・「下流」のうち、「中流」の金額を示した。また「親族5円・近隣知己1-2円」と記した村を「1-5円」に含めた。

表8 香典の最低額と最高額
(1922-23年の滋賀県各町村)

最低額	町村	最高額	町村
5銭	4	30銭	1
10銭	10	50銭	2
20銭	16	1円	18
30銭	14	1円50銭	1
50銭	63	2円	23
1円	56	2円50銭	1
1円50銭	1	3円	54
2円	13	3円50銭	1
3円	10	5円	47
5円	2	7円	5
8円	1	9円	1
計	190	10円	28
		15円	1
		20円	3
		30円	2
		50円	2
		計	190

出典：前掲滋賀県学務部社会課「民力涵養勤儉奨励 附生活改善調査婚姻、葬儀ノ部」。

注：史料中の表現である「上流」・「中流」・「下流」のうち、「中流」の金額を示した。

「親類及五人組員等3ヶ日或は5日間宛の手伝ひを為す。右に対しては賃金を支払わずして食事を呈するのみ」(蒲生郡玉緒村)。

「組内近所親族の手伝を受け、各自より祝物を受け、当日酒食を供す」(蒲生郡鎌掛村)。

(5) 階層性

民家建築をめぐる相互扶助慣行に内在する階層差について述べる。まず上層(史料上は

「上流」)の民家建築は手伝いの範囲が広く、下層(史料上は「下流」)の家はその範囲が狭いという違いがあり、次の記述がある。

栗太郡上田上村

上層「石づき〔地づき〕、上棟には各親類挙て之を手伝ひ、其他材料運搬、上棟式後の各種手伝には普請主の需めに応じ、親類相互に出場従事す。但小部落〔村落〕にありては石づき、上棟には全部落出場する習慣あり」。

中層「上流に準ず。但小部落にありても上棟、石づきの手伝全部落に及ぶこと少し」。

下層「親類のみによりて手伝はる。或は少数の重親類のみ出場することあり」。

蒲生郡桐原村

上層・中層「其字〔村落〕各戸、親族、知己の手伝を受く」。

下層「親族、近隣の手伝を受く」。

蒲生郡朝日野村

上層・中層「村内区〔村落〕を区域とし、其区民より地築の手伝を為す慣習あり」。

下層「区民の内近親者に限り手伝ふ」。

このように上層の家ほど村落(部落、区)の人びとが出役している。その一方、下層の場合は村落に満たない範囲であり親族・近隣が手伝っている。さらに、上層と下層をより対比的に捉えた史料がある。

愛知郡東小椋村

上層「親族、近隣は勿論其大字〔村落〕の殆ど全部1戸1人宛当日(親族近隣は2日乃至3日間)手伝をなす」。

中層「親族は勿論近隣知人は必ず1戸1人以上1日乃至3日の手伝をなす」。

下層「親族隣家其他知人有志必ず1戸1人以上1日乃至4日間、殆ど弁当持参の状態にて手伝を為し専ら速成に努力せり」。

下層の家普請は手伝いの範囲が狭く、かつ「速成」のための相当の「努力」が伴うものであった。また下層への手伝いのみ「弁当持参」と記されており、下層家族からの食事の提供を回避している。その一方、以上とは対照的な回答もある。

神崎郡旭村

上層「親類又は普請関係者より申し出るも大抵拒絶す」。

中層・下層「親類又は隣家より手伝ふ。普請の程度に応じ5、6人」。

神崎郡南五箇荘村

上層「大抵雇人にて親類・近親の手伝は受けず」。

中層・下層「親類・近親の手伝を受くるものあり」。

上層は手伝いを受けずに職人(雇人)に任せる一方、中層・下層は手伝いを受けている。このような階層差については、そもそも下層は「借家住居なるにより普請なし」(甲賀郡下田村)との報告も含めて、着目すべき問題である。

最後に民家建築に関する先行研究と本稿との関係について述べる。まず、前述のように新潟県・岩手県の民家を調査した宮澤智士は、第1に民家建築をめぐる相互扶助慣行は儀礼的意味合いを持ちつつ高度経済成長前まで存続していた点、第2に血縁による手伝いが中心になる点、第3に祝儀として現金を用いることが少ない点を示した³⁷⁾。これに対して本稿では第1、2の点については、宮澤の見解を継承しつつ、複数町村における相互扶助慣行の内容を分類し、かつ親戚・近隣・知己の関与の程度について包括的に検討した。その一方、第3の点は宮澤と本稿では異なる分析結果となり、本稿では祝儀として現金が用いられる場合が多く、概ね香典の最高額と同等であることを示した。こうした違いがなぜ生じたのかは今後の検討課題とする。次に京都府の民家を調査した大場修等は上層が多くの住民を動員した点を指摘しており³⁸⁾、本稿の分析結果の1つと一致している。その一方大場等の指摘と異なり、本稿では上層ほど手伝いを必要とせず、職人に任せる事例も見出し得たといえる。

4 正月のつきあい関係

(1) 先行研究

本章では正月におけるつきあい関係について、廻礼(挨拶まわり)、年酒招待(親族・近隣・知己などの飲酒の機会を設けること)に焦点を当てて検討する³⁹⁾。正月の習俗といえれば民俗学において研究が進められているが、「大正月」と「小正月」の習俗を比較検討すること、この点に関連して雑煮、門松、初詣などの起源とその変遷を分析することに重心が置かれている⁴⁰⁾。したがって廻礼・年酒招待に関するまとまった論稿は存在しないが、各論稿から断片的な記述を拾うことは可能である。それらの記述をまとめると、以下3点に分けられる。(i) 廻礼は親族間で行われ、「元旦の早朝、氏神詣と同時に、本家およびこれに類する親方の家へ、分家ないしは子方が年頭礼に行く慣習」であること、こうした儀礼は「支配体制」を「構造化」させる機能、「保護奉仕」の「関係の持続強化」の機能を持つことが指摘されている⁴¹⁾。

37) 前掲宮澤智士「新潟県松之山の一家の明治27年主屋建替えと大正14年屋根葺替え普請の考察」、同「近代民家普請における村人の相互扶助の変容」。

38) 前掲大場修・高木美佐・葉賀伸子「稲葉家住宅における普請過程の実録とその特質」。

39) 以下、本章において注釈のない記述は、すべて前掲滋賀県学務部社会課「年中行事中主なる事項 生活改善調査」を根拠とする。

40) 谷口貢・板橋春夫編著『年中行事の民俗学』八千代出版、2017年などの概説書、赤田光男・福田アジオ編『講座日本の民俗学6 時間の民俗』雄山閣、1998年などの講座、およびこれらに示された文献を参照した。

41) 関敬吾「年賀」日本民族学協会編『日本社会民俗辞典3』誠文堂新光社、1957年、1107頁、小川直之「正月」新谷尚紀・波平恵美子・湯川洋司編著『暮らしの中の民俗学2 一年』吉川弘文館、2003年、59頁、前掲竹内利美『竹内利美著作集1』45-46頁。

表9 正月の廻礼 (1922-23年の滋賀県各町村)

単位：町村

廻礼あり	57
廻礼あり (親族のみ)	14
廻礼あり (商家のみ)	1
廻礼廃止・なし	19
集合のうえ儀礼あり (廻礼廃止)	42
集合のうえ儀礼あり (廻礼有無記載なし)	25
集合のうえ儀礼あり (廻礼あり)	19
集合のうえ儀礼あり (親族のみ廻礼あり)	9
村落により異なる	4
計	190

出典：滋賀県学務部社会課「年中行事中主なる事項 生活改善調査」前掲同『民力涵養勤儉奨励 附生活改善調査風俗慣、年中行事ノ中主ナル部』。

その一方、(ii) 親族間に限らず、村落の人びとが「ムラ中の家々をたがいに訪問しあい」、「年始の挨拶をかわす」場合があること、その際「簡素な飾台を縁先に置いて祝酒をとりかわす形が通例」であるとの記述がある⁴²⁾。さらに (iii) 「明治中期以来のいわゆる生活改善の動向のうちに」、廻礼に代わって「ムラの全員が一同に会同して年賀の礼をすます」、「新しい方式がひろま」ったとの指摘がある⁴³⁾。これに対して本稿では、これら3つの事例が実際にどれほどの割合をもって存在していたのか、さらにはいずれにもあてはまらない事例が存在するのかを、1922-23年の滋賀県各町村を事例として包括的に検討する。その際、先行研究の記述はあまりに断片的であるため、できる限り具体像を示していく。

(2) 廻礼

表9では滋賀県各町村における廻礼の有無・程度をまとめた。まず「廻礼あり」は57町村であり、具体的には次のような記述である。

「親近者隣家等へ3ヶ日以内に廻礼す」(犬上郡南青柳村)。

「紋付羽織袴にて、〔廻礼の範囲は〕叔父母、兄弟及近隣知己とす」(坂田郡神照村)。

42) 前掲竹内利美『竹内利美著作集1』47頁。長沢利明「年始」福田アジオ・神田より子・新谷尚紀・中込睦子・湯川洋司・渡邊欣雄編『日本民俗大辞典』下、吉川弘文館、2000年、309-310頁は (i) と (ii) の両者を指摘。福田アジオ『番と衆—日本社会の東と西—』吉川弘文館、1997年、141頁は、東日本は (i)、西日本は (ii) が多い傾向にあると指摘。そのほか有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集X 同族と村落』未来社、1971年、427頁は廻礼に関する史料を掲載し、宮本常一著、田村善次郎編『日本の年中行事』八坂書房、2012年、105-106頁は広島県を事例に廻礼の様態を記す。

43) 前掲竹内利美『竹内利美著作集1』47頁、岩本通弥「可視化される習俗—民力涵養運動期における『国民儀礼』の創出—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第141集、2008年、304頁に示された史料も参照。

「廃止・なし」は19町村であり、「大正11年より規約を以て個人間の廻礼を廃止せり」(愛知郡稲村)といった記述である。廻礼廃止の契機の1つとなったのは民力涵養運動である。民力涵養運動は1919年に内務省が開始した政策(官製運動)である。「国体」・「自治」・「修養」・「協調」といった観念を内面化する「国民」を育成することが目的とされた。この運動の一環として「生活改善」、「虚礼廃止」など「私生活領域の合理的改善が図られ」ていった⁴⁴⁾。

全国的に、民力涵養運動を契機として生活改善規約が作られる場合があり、滋賀県では全市町村の45%にあたる92町村が規約を作成した⁴⁵⁾。この生活改善規約のなかに、廻礼に関する規定が存在する場合がある。たとえば、「八幡村生活改善要項」(神崎郡八幡村、1921年10月施行)の第1条は「年始廻礼を廃し、社寺に参拝後各字〔各村落〕協議所に会合し互礼を行ふこと」である⁴⁶⁾。こうした廻礼を廃止し、一定の場所に集合して儀礼を実施した事例は42町村ある(表9の「集団的な儀礼あり(廻礼廃止)」)。具体的には次のような記述である。

「虚礼を避け、小学校に於て拝賀式に列し、年賀の辞を述べ廻礼を廃止す」(栗太郡葉山村)。

「毎年正月元旦午前10時を期し、当村小学校に於て年始会を開催し、廻礼に代へたり」(栗太郡物部村)。

「廻礼を廃し、一般に元旦早々氏神へ参拝す」(蒲生郡鏡山村)。

「廻礼は廃し、各部落〔村落〕神社社頭に会合、祝辞の交換をなし散会す」(滋賀郡石山村)。

いずれも廻礼廃止のうえ、葉山村・物部村は小学校にて拝賀式・年始会を挙行し、鏡山村・石山村では神社に集合している。集団的な儀礼の場所を分類すると、神社43町村、寺32町村、小学校25町村、村落の事務所(区長事務所)8町村である。その一方、集団的な儀礼を設定してもなお、家々の廻礼が存続する場合がある。それは次のような記述である。

「一同社前に集合し、新年挨拶を了る。寺院へ挨拶をなし、組内〔近隣〕廻礼」(甲賀郡山内村)。

「神社、寺院、親戚を廻礼し、小学校に集合、拝賀式に参列す。式後知人友人の内別懇なるものを訪問す」(高島郡大溝町)。

「廻礼を廃し、各戸主は小学校へ拝賀式に参列し後、一般の廻礼の式を行ふこととなれり。然し、村内にて主なる親戚には廻礼をなす」(蒲生郡老蘇村)。

44) 成田龍一『シリーズ日本近現代史④ 大正デモクラシー』岩波書店、2007年、95-96頁、前掲岩本通弥「可視化される習俗」277-278頁を参考とした。

45) 1929年現在。滋賀県学務部社会課「報告ノナキ町村、設置ナキ町村」滋賀県学務部社会課『民力涵養勤儉奨励』1929-31年(昭和-そ-5)。村落レベルにのみ規約がある町村、いったん規約を作成するものの1929年の時点で「立消」えとなった町村は「規約なし」に含まれる。伊香郡南富永村長→滋賀県学務部長「生活改善規約二関スル件回報」1929年6月18日)、神崎郡八日市町長→滋賀県学務部長「生活改善規約二関スル件回報」1929年6月26日)。同上。

46) 滋賀県学務部社会課『民力涵養勤儉奨励 附昭和四年調査市町村生活改善規約』1929年(昭和-そ-4)。

「神社に参詣し、且つ寺院に参詣す。但し元旦早朝とす。伊香郡生活改善規約に依り廻礼廃止に付、主たる親族のみ廻礼を為す」(伊香郡永原村)。

一定の場所に集合した後、山内村、大溝町を含む19町村は家々への廻礼を実施し(大溝町は「訪問」、老蘇村、永原村を含む9町村は親族間のみ廻礼を実施している(表9)。とくに永原村の記述は生活改善規約を受けて、廻礼を親族間にとどめたとの意図がうかがえる。

廻礼と同じ性格を持つ慣習として年賀状がある。滋賀県学務部社会課「生活改善調査」には年賀状に関する項目もあり、1922-23年の段階で54町村が年賀状を「遠方」にのみ差出すと回答する一方⁴⁷⁾、距離にかかわらず年賀状を書くことと記述したのはわずか2村であった⁴⁸⁾。「廻礼を得ざる遠隔地」の「親類知己」のために年賀状を準備すると回答した村もあり(犬上郡久徳村)、年始の挨拶において、近隣は廻礼か集団的な儀礼、遠方は年賀状という様式が1920年代前半期に存在したことがわかる。なお年賀状も虚礼廃止の機運と無縁ではない。1922-23年現在、県内6町村において年賀状の廃止が規定されている⁴⁹⁾。

以上の分析によってわかることは、国家の政策(民力涵養運動)による生活改善、虚礼廃止を一因として、つきあいの方が変化した点である。すなわち、家々が個々に廻礼する方式から、一定の場所に集合し、儀礼を実施する方式への転換である。その一方、こうした変化はあくまで32-45%程度の町村にとどまることも着目される⁵⁰⁾。国家の推奨どおりに社会が動くわけではなく、たとえば、生活改善規約を作成した場合でも、親族間の廻礼だけは実施した村も存在した。前述のように先行研究は、(i) 親族間にて廻礼を催す事例、(ii) 親族間にとどまらず村落を範囲として廻礼が実施される事例、(iii) 生活改善により廻礼の代わりに、一定の場所に集合して儀礼を行う事例の3つを指摘した。本稿では1920年代前半期の滋賀県各町村を包括的に検討し、(i) (ii) (iii) がどれほどの割合で存在したのかを示した。加えて本稿では、一定の場所に集合し儀礼を行うものの、廻礼が存続する事例が15-28%程度存在することを見出し得た⁵¹⁾。この事例はいずれの先行研究も指摘していない。

(3) 年酒招待

1935年1月、農村社会学者鈴木榮太郎は次のように言及した。「お正月には飲食の機会が非常に多い」、「とくに田舎に行けば飲食を強いることは1つの礼儀であり、その「風習」は「一朝にして廃せられるものではなく」、「わが国民の社会意識の内容の中に根強く植えつけられている」と⁵²⁾。本節は、かかる鈴木氏の言及が具体的にはどれほどの範囲であてはまるのかを、年酒招待を事例に検討するものといえる。

47) 「遠方」のほか「村外」・「郡外」・「他所」などの言葉を含む。

48) 2村とは蒲生郡鎌掛村、愛知郡東小原村。

49) 6村とは甲賀郡貴生川村、同郡朝宮村、蒲生郡朝日野村、神崎郡伊庭村、犬上郡龜山村、伊香郡片岡村。

ただし、貴生川村は「止むを得ざるもののみ」、片岡村は郡外について年賀状を許可。

50) 表9の「廃止・なし」、「集合のうえ儀式あり(廻礼廃止)」を合わせると全体の32%、これに「集合のうえ儀式あり(廻礼有無記載なし)」を加えると45%になる。

51) 表9の「集合のうえ儀式あり(廻礼あり)」、「同(親族のみ廻礼あり)」を合わせると全体の15%、これに「集合のうえ儀式あり(廻礼有無記載なし)」を加えると28%になる。

52) 鈴木榮太郎『鈴木榮太郎著作集Ⅲ 家族と民俗』未来社、1971年、289頁(初出1935年)。

表10 年酒招待（1922-23年の滋賀県各町村）

単位：町村

あり	53
あり（親族のみ）	38
あり（使用人・小作人）	10
あり（商家のみ）	3
あり（少ない）	9
廃止・なし	54
計	167

出典：前掲滋賀県学務部社会課「年中行事中
主なる事項 生活改善調査」。

注：「-」とのみ記入した21町村はいずれにも
カウントしていない。

年酒招待には、滋賀県学務部社会課「生活改善調査」を見る限り2つの方法が存在した。1つは実際に親族・近隣・知己などを招待して宴会を催す場合、もう1つは廻礼の際に酒を提供するにとどめる場合である⁵³⁾。年酒招待「あり」は53町村にのぼり（表10）、具体的には次のような記述である。

「親族知己隣保に三種の肴にて年酒を差出す」（甲賀郡南杣村）。

「酒其他魚2、3種を以て親族知己を招く」（愛知郡豊国村）。

38町村は親族間のみ年酒招待を実施しており、具体的には「適宜日を定め、近親者を招待し、節会を行ひ年酒を出す」（蒲生郡馬淵村）、「簀入りとして自家より出たる縁付先を招待するに止め之れ特種の馳走をせず」（坂田郡鳥居本村）といった記述である⁵⁴⁾。

「廃止・なし」と答えた町村は54を数える。年酒招待も廻礼と同様、生活改善による虚礼廃止の機運のなかで消滅する場合があったといえる⁵⁵⁾。また9町村は年酒招待が行われることは「少ない」と回答した⁵⁶⁾。このうち東浅井郡朝日村は「主として上流に行はれ、中、下流

53) 判明の限り、親族のみの参加を含めて宴会を催した形跡があるのが39町村、廻礼の一環として酒を提供すると記入したのは11町村である。

54) この史料のように年酒招待を「節会」、「簀入り」と表現する場合がある。「節会」とは「節日の会食で、この日は集まって大いに飲みかつ食べることは、古今都鄙を一貫した行事の中心であった」。柳田國男「年中行事覚書」同『柳田國男全集16』筑摩書房、1990年、19頁。簀入り（簀入・養父入）とは「奉公人が親元や宿に下って1日をすごす」こと。竹内利美「やぶいり」日本民族学協会編『日本社会民俗辞典4』誠文堂新光社、1959年、1492頁。「節会」は蒲生郡桐原村、宇津呂村、馬淵村、愛知郡秦川村、犬上郡多賀村、「簀入り」は蒲生郡鎌掛村、犬上郡南青柳村、坂田郡鳥居本村の記述に登場し、概ね滋賀県湖東地方の村である。

55) なかでも以下の3町村は、「大正11年規約を以て廃止せり」（愛知郡稲村）、「近来廃滅」（野洲郡守山町）、「4、5年前より」廃止（坂田郡入江村）のように、ごく最近になって廃止したことを記しており、民力涵養運動による可能性が高い。

56) 「近来取止め多し」（蒲生郡東桜谷村）、「近年行ふもの少なし」（同郡西大路村）といった記述を年酒招待「あり（少ない）」とみなした。

間に於て漸次に廃止の傾あり」と、上層ほど年酒慣行が残存するという階層差を指摘している。

表10の年酒招待「あり（使用人・小作人）」とは、使用人・小作人などを招待して宴会を催すものであり、次のような記述がある。

「地主なれば小作人招待して年酒をなす。商人なれば出入の者を招待して年酒をなす」（粟太郡大石村）。

「使用人（出入人）を招待し粗食粗酒を出す」（蒲生郡八幡町）。

「近親及店員の父兄を招待するものあり」（蒲生郡北比都佐村）。

「陶業者は其使用人（職工等）を招き、簡単なる酒宴をなすものあり」（甲賀郡長野町）。

それぞれ小作人、使用人、および「店員の父兄」が地主、商人から招待を受けている。信楽焼の産地である甲賀郡長野町では陶業の職工が招かれている。支配下、保護下にある者を年酒招待するという「温情」が付与されることによって、先行研究の言う「支配体制」の「構造化」、「保護奉仕」の「関係の持続強化」がはかられたものと解釈できる。

こうした正月における「温情」行為について、別の史料をみておこう。1928年12月、神崎郡のある村落では、年末の小作料（小作米）納入を前に、小作人から小作料の減額が要求されていた。これに対して地主は要求を受け入れない代わりに、「例年行ふ小作奨励会を特に盛大に行ふ事」で「円満解決」をはかった。小作奨励会は1929年1月23日に開催され、小作人59名は「福引景品の引換をなし」、「和気愛々裏に一堂退散せられた」⁵⁷⁾。新年における「温情」、すなわち「福引景品の引換」は、小作人の不満を緩和させる機能を果たしていた⁵⁸⁾。

5 おわりに

本稿では近代日本の「むら社会」（村落社会）における相互扶助慣行とつきあい関係について検討した。具体的には滋賀県学務部社会課「生活改善調査」を用いて、1922-23年の県内各町村の動向を包括的に捉えた。分析結果をまとめる。

2では相互扶助慣行全般について検討した。まず1920年代前半期において日常ではなく、災害・病気・応召といった「非常」時に扶助が現出すると回答した町村が多いことを示した。具体的には、非常事態を受けて「農事手伝」や被災直後の「後始末」が行われていた。関連して、「田植・収穫」は「通常」よりも「非常」時に手伝うと回答した町村の方が多く、1920年代前半期において「田植・収穫」の共同が必ずなされるわけではなかったことが想起される。相互扶助慣行として葬儀を挙げる町村が多く、親戚に先んじて近隣が葬儀を扶助す

57) 大字躰光寺『区長日誌』1928年度（J3）。景品の中身は不明。なお翌年の小作奨励会における景品は「茶呑、茶碗」。同『区長日誌』1929年度（J16）。

58) 正月に関する記述はないが、庄司俊作は1910年代後半の小作人に対する地主の「温情」の具体例を整理しており参考になる。庄司俊作『近代日本農村社会の展開—国家と農村—』ミネルヴァ書房、1991年、34-37頁。

る事例、会葬者の休憩所として近隣の家が提供される事例が見出せたが、地域などを限定する必要はある。さらに下層(貧困層)固有の相互扶助慣行が存在することも着目される。

3では民家建築をめぐる相互扶助慣行を分析した。まず「屋根葺き」に焦点が当てられる傾向にあったなかで、1920年代前半期には地づき、上棟において相互扶助が現出すると回答した町村が多いことが判明した。職人による作業が中心となるなか、相互扶助は儀礼の側面が強い場合もあれば、労働力として不可欠の場合もあり、親族、次いで近隣、知己が手伝いの担い手であった。祝儀は酒、現金が多く、現金の場合、概して香典の最高額と同等である。階層別にみると、上層ほど広範囲から手伝いを呼び集める事例と、上層ほど手伝いを拒否する事例の双方が存在した。

4では新年における廻礼、年酒招待をめぐるつきあい関係を検証した。その結果、国家の政策(民力涵養運動)による生活改善、虚礼廃止を一因として、つきあいの方法が変化したことが判明した。すなわち、家どうしが個別的に廻礼する方式から、一定の場所に集合し、儀礼を実施する方式への転換である。過疎化や都市化によって村落の習俗が変容することは知られているが、本稿では国家の政策を契機とした習俗変化を捉えた。ただし、こうした変化は32-45%程度の町村にとどまる点もまた着目される。加えて年酒招待では小作人、使用人、「店員の父兄」、職工などを地主、商人等が招待する事例が存在した。こうした「温情」は「支配体制」の「構造化」、「保護奉仕」の「関係の持続強化」を意味するものと解釈し得る。

引用文献

- 赤田光男・福田アジオ編『講座日本の民俗学6 時間の民俗』雄山閣、1998年。
- 秋津元輝『農業生活とネットワーク—つきあいの視点から—』御茶の水書房、1998年。
- 安孫子麟「近代村落の三局面構造とその展開過程」『年報村落社会研究』第19集、1983年。
- 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集Ⅲ 大家族制度と名子制度』未来社、1967年。
- 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集Ⅹ 同族と村落』未来社、1971年。
- 飯田恭「家屋の普請—労力と資材の調達—」沼尻晃伸・飯田恭「『西山光一日記』にみる農作業・奉公・普請—1925~1954年を中心に—」2010年度政治経済学・経済史学会秋季学術大会、2010年11月13日。
- 池田勝幸「労力交換『ユイ』からみた村落社会の空間構造」『歴史地理学』第156号、1991年。
- 市川秀之・森本一彦・藤井裕之・中島順子・小林力・中川真澄「福堂の民俗」東近江市教育委員会市史編纂室『能登川地区民俗調査報告書Ⅳ』2009年。
- 井之口章次「建築工程と儀礼」文化庁文化財保護部監修・祝宮静・関敬吾・宮本馨太郎編『日本民俗資料事典』第一法規出版、1969年。
- 岩本通弥「可視化される習俗—民力涵養運動期における『国民儀礼』の創出—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第141集、2008年。
- 岩本由輝「日本史学における村落研究—関係論的共同体論の展開—」『年報村落社会研究』第30集、1994年。
- 及川宏著・喜多野清一編『同族組織と村落生活』未来社、1967年。

- 大場修・高木美佐・葉賀伸子「稲葉家住宅における普請過程の実録とその特質—近代民家普請における大工・工程・用材・行事—」『住宅総合研究財団研究論文集』第32号、2006年。
- 小川直之「正月」新谷尚紀・波平恵美子・湯川洋司編著『暮らしの中の民俗学2 一年』吉川弘文館、2003年。
- 恩田守雄『互助社会論—ユイ、モヤイ、テツダイの民俗社会学—』世界思想社、2006年。
- 川原仁左衛門「『ユヒ』慣行の崩壊過程—労働調達手段としての『ユヒ』慣行と共同作業—」『帝国農会報』第32巻第10号、1942年。
- 小島庸平『大恐慌期における日本農村社会の再編成—労働・金融・土地とセイフティネット—』ナカニシヤ出版、2020年。
- 後藤一藏『消防団の源流をたどる—二一世紀の消防団の在り方—』近代消防社、2001年。
- 坂口正彦『近現代日本の村と政策—長野県下伊那地方1910~60年代—』日本経済評論社、2014年。
- 坂口正彦「『村請』の近現代史—滋賀県神崎郡栗見荘村—」『農業史研究』第52号、2018年。
- 坂口正彦「近代日本の『むら仕事』—滋賀県神崎郡栗見荘村乙女浜—」『社会経済史学』第85巻第3号、2019年。
- 庄司俊作『近代日本農村社会の展開—国家と農村—』ミネルヴァ書房、1991年。
- 鈴木榮太郎『鈴木榮太郎著作集Ⅲ 家族と民俗』未来社、1971年。
- 須藤健一「情報と地位の贈与・交換論—大工集団の贈答の分析—」伊藤幹治・栗田靖之編著『日本人の贈答』ミネルヴァ書房、2015年。
- 成城大学松崎研究室『近江中之郷村落誌—滋賀県蒲生郡日野町中之郷民俗調査報告—』1994年。
- 関敬吾「年賀」日本民族学協会編『日本社会民俗辞典3』誠文堂新光社、1957年。
- 関沢まゆみ「『風俗志』にみる儀礼と習俗の変化—記録された明治大正期の人生儀礼—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第141集、2008年。
- 竹内利美「やぶいり」日本民族学協会編『日本社会民俗辞典4』誠文堂新光社、1959年。
- 竹内利美「相互扶助」前掲文化庁文化財保護部監修・祝宮静・関敬吾・宮本馨太郎編『日本民俗資料事典』。
- 竹内利美『竹内利美著作集1 村落社会と協同慣行』名著出版、1990年。
- 谷口貢・板橋春夫編著『年中行事の民俗学』八千代出版、2017年。
- 中京大学郷土研究会編『中京民俗19 虎姫町の民俗—滋賀県東浅井郡虎姫町—』1982年。
- 中村吉治編著『村落構造の史的分析—岩手県煙山村—』日本評論新社、1956年。
- 中村吉治『社会史論考』刀水書房、1988年。
- 長沢利明「年始」福田アジオ・神田より子・新谷尚紀・中込陸子・湯川洋司・渡邊欣雄編『日本民俗大辞典』下、吉川弘文館、2000年。
- 成田龍一『シリーズ日本近現代史④ 大正デモクラシー』岩波書店、2007年。
- 橋浦泰雄「協同労働と相互扶助」柳田國男編『山村生活の研究』国書刊行会、1975年。
- 橋本鉄男『日本の民俗25 滋賀』第一法規出版、1972年。
- 長谷川昭彦「相互扶助慣行と農村自治—徳島県神山町神領地区野間の場合—」『年報村落社会研究』第17集、1981年。
- 長谷川嘉和「滋賀県の建築儀礼」小谷方明（著作代表者）『近畿地方の住い習俗』明玄書房、1984年。
- 福田アジオ『日本村落の民俗的構造』弘文堂、1982年。

福田アジオ『番と衆—日本社会の東と西—』吉川弘文館、1997年。

牧田茂「建築儀礼」大間知篤三・岡正雄・桜田勝徳・関敬吾・最上孝敬編『日本民俗学大系6 生活と民俗I』平凡社、1958年。

松岡昌則『現代農村の生活互助—生活協同と地域社会関係—』御茶の水書房、1991年。

宮澤智士「新潟県松之山の一家の明治27年主屋建替えと大正14年屋根葺替え普請の考察」『長岡造形大学研究紀要』第3号、2005年。

宮澤智士「近代民家普請における村人の相互扶助の変容—岩手県藤沢町佐々木家住宅の場合—」『長岡造形大学研究紀要』第4号、2006年。

宮西郁美「波照間島ユイマールにみる協同労働組織の実態と新たな機能」『農業経済研究』第77巻第1号、2005年。

宮本常一著、田村善次郎編『日本の年中行事』八坂書房、2012年。

柳田國男「年中行事覚書」同『柳田國男全集16』筑摩書房、1990年。

吉野正治『民家をつくった大工たち』学芸出版社、1986年。

和田健『経済更生運動と民俗—1930年代の官製運動における介在と変容—』七月社、2021年。

引用史料

滋賀県学務部社会課『民力涵養勤儉奨励 附生活改善調査婚姻、葬儀ノ部』1929年（昭和-そ-2）。滋賀県立公文書館所蔵。

滋賀県学務部社会課『民力涵養勤儉奨励 附生活改善調査風俗、風慣、年中行事の中主なる部』1929年（昭和-そ-3）。同上。

滋賀県学務部社会課『民力涵養勤儉奨励 附昭和四年調査市町村生活改善規約』1929年（昭和-そ-4）。同上。

滋賀県学務部社会課『民力涵養勤儉奨励』1929-31年（昭和-そ-5）。同上。

躰光寺町共有文書（能登川博物館所蔵・複写版）。